

第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）の検討状況について

1 目的

近年、ツキノワグマ（以下、クマ）の生息範囲が人の生活圏に近づいており、全国で人身被害が多発していることから、国は今年4月にクマを指定管理鳥獣に指定し、集中的かつ広域的な管理を図ることとした。

本県においても、現行の保護計画を管理計画に改定し、捕獲目標を定めた計画的な捕獲や集落への侵入を防ぐ防除対策などを進めることにより、人の生活圏へのクマの出没を抑制する。

2 計画期間

（現行の保護計画）令和4年4月1日～令和9年3月31日

（新たな管理計画）令和7年4月1日～令和9年3月31日 ※終期：上位計画の第13次福井県鳥獣保護管理事業計画の終了期間まで

3 保護計画と管理計画の相違点

区分	実施者	現行の保護計画	新たな管理計画で追加・拡充される主な対応
捕獲	市町	○出没した個体を対処的に捕獲 エリア：人の生活圏	○個体数を減らすための計画的な捕獲（県の許可） エリア：市町が山際から概ね200mの山林内を新たに管理強化区域として設定
	県	○研究目的による捕獲 エリア：山間部	○個体数を減らすための計画的な捕獲（国の承認） エリア：県が別途定める捕獲事業実施計画に基づき、新たに管理強化区域を設定
防除対策	市町、集落	○柿等の誘引果樹の伐採や適切な管理 ○緩衝帯の整備（藪の刈払い等） ○侵入防止柵の設置	○集落への支援を拡充（地元負担軽減等）
人材育成	県、市町	○出没対応訓練、狩猟者育成、捕獲技術向上	○新たな研修・現場指導を追加（捕獲アドバイザーを市町に派遣等）

4 捕獲数設定の見直し

国のガイドライン改定に伴い、「上限」から「目標」に見直す

地域	年間捕獲数（放獣数を除く）の設定	
	（現行の保護計画） 捕獲上限数	（新たな管理計画） 捕獲目標数
嶺北	800頭×15%=120頭	現在調査中の推定生息数をもとに 設定
嶺南	240頭×15%=36頭	
合計	156頭	

（参考）環境省ガイドライン改定

【従来（R4.3）】

捕獲上限割合を定め（生息数の15%以下）、個体群を安定的に維持または回復させる。

【改定後（R6.9）】

捕獲目標数を定め、個体群を安定的に維持しつつ人との軋轢を軽減できる範囲内に個体数を管理する。

